

【第3編 地震・津波災害対策計画編】

第2章 災害応急対策計画

第2章 災害応急対策計画

第1節 発災直後の初動対応

第1項 基本方針

[各部]

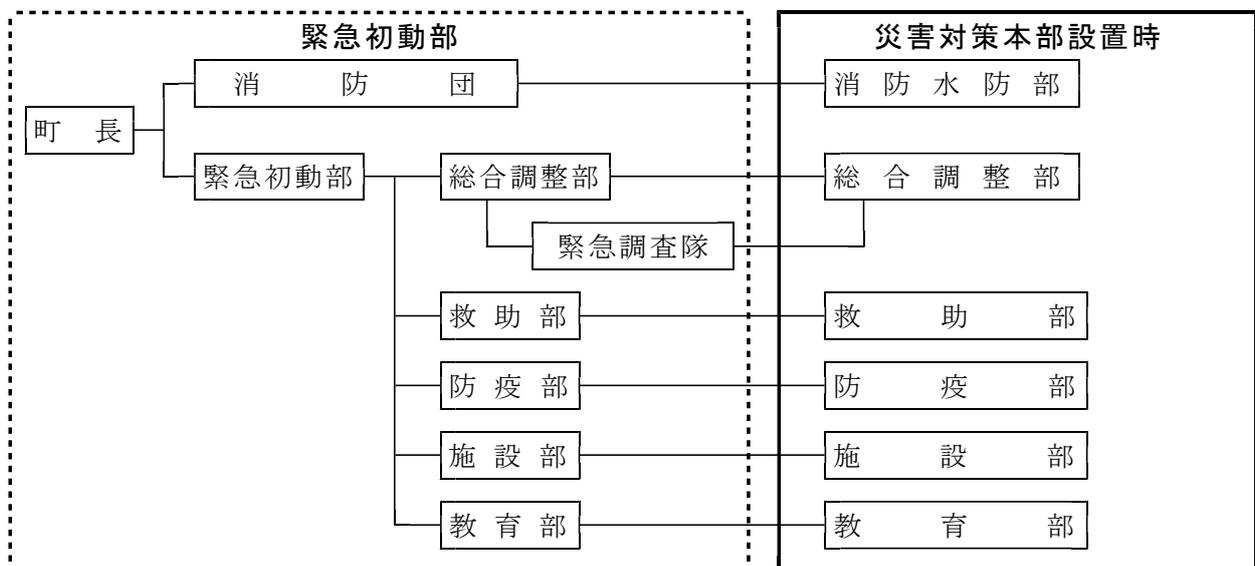
由良町において震度6弱以上の地震が発生した場合、和歌山県沿岸に大津波警報が発表された場合、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表された場合、又は町長（消防団にあっては消防団長）が必要と認めた場合における、発災直後から災害対策本部体制が確立するまでの初動対応は次の基本方針に基づき実施する。

- ① 津波が想定される場合は、自らの命を守ることを基本とする。
- ② 津波到達予想時間を考慮した防災対応や避難誘導に係る行動ルールに従い活動する。
- ③ 人的被害の軽減のため延焼火災を阻止する。
- ④ 建物倒壊等による生埋者の救出、重傷者の救護並びにその他の人的危険回避措置に全力を集中する。
- ⑤ 応急対策活動に必要な火災、救助等の災害情報を調査、収集する。
- ⑥ 日高広域消防事務組合消防本部、県、国等の関係機関及び協力団体との連携・協力体制を確保する。

第2項 緊急初動部

[各部]

町域に震度6弱以上の地震が発生した場合、和歌山県沿岸に大津波警報が発表された場合、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表された場合、又は町長（消防団にあっては消防団長）が必要と認めた場合、以下のような体制を編成し、人的、物的被害の軽減を図るための緊急初動活動を行う。なお、緊急初動部は、町長が不要と認めた時点、若しくは災害対策本部体制が確立した時点において解除される。



1 消防団

消防団長は、発災直後に応急体制を確立し、災害応急対策の推進を図るため、震度6弱以上の地震発生と同時に消防団を招集する。なお、由良町災害対策本部が設置された場合、消防団は、由良町災害対策本部に吸収され、災害対策本部の消防水防部を構成する。

消防水防部の詳細については、基本計画編（2-114頁）を参照。

2 緊急初動部

(1) 配備基準

緊急初動部は、震度6弱以上の地震が発生した場合、和歌山県沿岸に大津波警報が発表された場合、又は町長が必要と認めた場合に編成され、副町長又は総務政策課長の指揮により災害対策本部体制が確立するまでの緊急初動活動を行う。

(2) 編成

緊急初動部の要員は、あらかじめ指名し編成しておく。

緊急初動部は、組織上、総合調整部、救助部、防疫部、施設部、教育部を統括するが、勤務時間外の発災直後においては人員の不足などにより十分な活動が不可能となることが考えられるため、参集職員全員をもって柔軟に対応し、現有人員の総力を発揮できるよう努力する。

(3) 各部の責任者及び任務

緊急初動部は、災害対策本部組織上の各部の事務分掌に基づき、勤務時間内については各部の長が部の職員のうちから、勤務時間外については先着上位の職員が参集した部の職員により順次編成する。

各部の活動内容は、主に以下のとおりとするが、災害の状況により適宜優先順位を判断し、基本方針に基づき人的被害の回避を第一に迅速な災害応急活動を実施する。

ア 総合調整部

総合調整部は、災害発生直後に緊急調査隊を編成して町域の災害情報を収集し、又各部等から報告される情報を統括し、災害対策本部体制への移行の要否、初動活動実施の要否が判断できるよう整理する。

整理された情報は、町長に報告するとともに、消防団、日高広域消防事務組合消防本部と情報を共有する。なお、総合調整部における発災直後の情報収集については、「**同第3節第3項発災直後における災害情報の収集及び統括計画（3-64頁）**」を参照。

総合調整部は、動員指令があった場合は、動員を実施するとともに、職員の参集状況、安否を整理、把握する。

総合調整部は、町役場庁舎の安全確認及び電気、水道、ガス等の機能状況等を把握し、災害対策本部の設置準備を行う。また、電話、防災行政無線の機能確認を行い、日高広域消防本部、県（災害対策課）等の関係機関に対する連絡を確保する。

イ 救助部

救助部は、避難所の安全確認及び電気、電話、水道、ガス等の機能状況等を把握し、町民の自主避難に対応できるよう避難所の開設準備、避難誘導準備を行う。

また、避難所周辺の被害状況を迅速に把握するとともに、災害情報及び初動活動実施

状況を逐次総合調整部に報告する。

ウ 防疫部

防疫部は、町内の医療機関の安全確認及び電気、電話、水道、ガス等の機能状況を調査、把握し、負傷者が発生した場合の受け入れ準備を行う。

また、応急活動中に収集した災害情報及び初動活動実施状況は逐次総合調整部に報告する。

エ 施設部復旧対策班、産業班

復旧対策班、産業班は、災害応急対策（特に人命救助、消火活動）の実施方針を検討するための情報として、町域の道路支障状況を早急に調査し、初動活動に支障のある被害箇所のうち、応急復旧が可能なものについては対応する。

また、応急活動中に収集した災害情報及び初動活動実施状況は逐次総合調整部に報告する。

オ 施設部上下水道班

上下水道班は、災害応急対策（特に応急給水、施設復旧）の実施方針を検討するための情報として、町域の水道施設等被災状況（取水・導水・浄水・送水・配水各施設の機能状態、水道管破裂による流出、断水地域等）、下水道施設等被災状況（下水処理場・汚水管渠・ポンプ施設等の機能状態、下水道使用不可地域等）を早急に調査し、初期活動に支障のある被害箇所のうち、応急復旧が可能なものについては対応する。

また、応急活動中に収集した災害情報及び初動活動実施状況は逐次総合調整部に報告する。

カ 教育部

教育部は、勤務時間内にあつては園児、生徒及び児童の安全確保と避難の誘導にあたる。

こども園及び学校施設は避難所に指定されているので園舎、校舎及び体育館の安全確認及び電気、電話、水道、ガス等の機能状況等を把握し、町民の自主避難に対応できるよう避難所の開設準備、避難誘導準備を行う。

勤務時間外にあつては、迅速にこども園及び学校施設へ出勤し、勤務時間内の手順に沿って応急活動にあたる。

また、応急活動中に収集した災害情報及び初動活動実施状況は逐次総合調整部に報告する。

第3項 初動活動の実施手順

[各部]

1 直後に取り組むべき活動

時期区分	措置のめやす
発生後～1時間	ア 緊急調査隊による調査、参集職員の報告、町民の通報等による災害の全体像の把握 イ 初動方針の決定 ウ 日高広域消防事務組合消防本部、県・国等関係機関及び団体との連携・協力の要請 エ 消火、救助・救急、警戒その他の人的・物的被害軽減のための活動
発生後～2時間	ア 被害甚大地域の把握及び火災警戒区域の指定等 イ 防ぎよ活動方針の決定 ウ 電力会社等ライフライン機関への通報及び協力の要請 エ その他基本方針達成のための諸活動
発生後～6時間	ア 災害対策本部体制への移行

2 大規模災害発生直後（当日）において緊急に取り組むべき措置

緊急に取り組むべき活動項目	具体的事項及び準備するもの
延焼火災発生を防ぐための活動	ガス漏れの場合の喫煙禁止その他出火注意の徹底 ガスの元栓（LPガスを含む）の閉止及び電気ブレーカー解除の徹底 被害甚大地域における通電再開の一時留保の要請 初期消火作業、あらゆる手段を駆使した消防活動
倒壊建物等からの生埋者救出	周辺住民相互の協力による救出作業の要請 建設業者その他への協力依頼（重機類等） 警察・自衛隊等への出動要請
救命を重点とした医療救護	応急的な手当 救護所、中継拠点病院、血液透析機関等の確保並びに搬送
緊急避難の実施・避難所開設	延焼火災拡大や有毒ガス流出時等の二次避難誘導 担当職員到着までの間の避難所秩序の維持
要配慮者の安否確認及び救援	避難誘導時の高齢者・乳幼児や障害者・病人等への配慮、避難所における高齢者・乳幼児や障害者・病人等への配慮
危険建物・区域への立入禁止措置及び町災害対策本部等への報告等人的危険回避のための措置	大破ビルその他倒壊建物 がけ崩れの危険箇所 被災した河川堤防箇所 }等の応急処置
上記を円滑且つ適切に行うための情報の収集並びに提供・広報	職員への情報提供、町民への広報

3 当日中に着手若しくは実施プランについて検討しておくべき活動

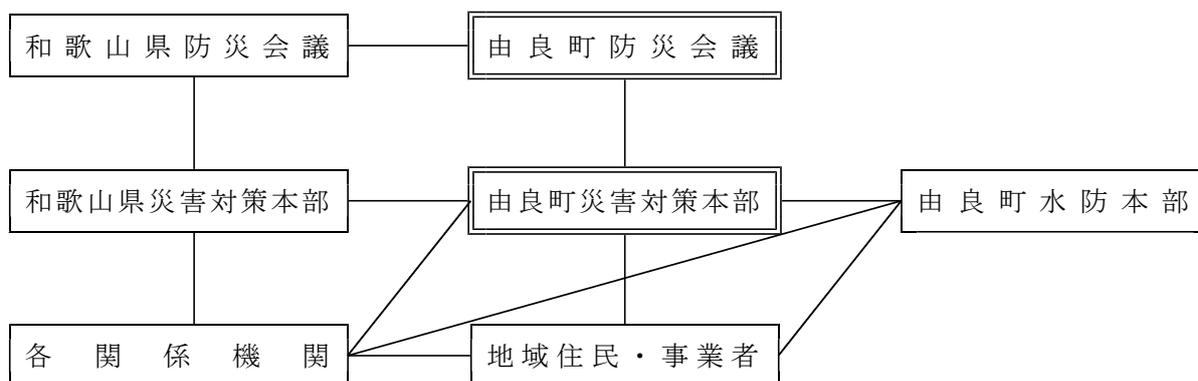
各部長（各課長）は、各部（各課）職員を指揮して、この計画に定めるところに基づき、二次災害の防止及びライフライン施設等の早期復旧に関する対策、被災者救援に必要な対策について、着手若しくは迅速且つ適切に実施するためのプランについて、検討する。

第2節 応急対策のための体制整備

第1項 防災組織

[各部]

災害時の応急対策活動に即応するため、町は、県、その他の関係機関と連携を図るとともに、地域住民及び事業者の協力を得て総合的且つ一体的な防災体制を確立する。



1 由良町防災会議

町長を会長として由良町防災会議条例（昭和37年12月由良町条例第12号）に定める委員をもって組織するものであり、その所掌事務としては本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、その他法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務を行うことを任務とする。

2 由良町災害対策本部

町長を本部長とし、由良町、由良町教育委員会、由良町消防団等を統括する構成であり、その所掌事務としては、水防、災害救助、その他の災害応急対策活動を包括する。

3 由良町水防本部

由良町における水防を統括するため、水防計画に基づき設置される機構であるが、由良町災害対策本部が設置されたときは、同本部に包括される。

4 災害対策連絡室

災害対策本部設置以前の段階として、配備体制が発令されている場合において、連絡調整を強化する必要があるときは、災害対策連絡室を設置し、災害の警戒及び災害の予防・応急対策に関する連絡調整に万全を期す。

第2項 災害配備体制

[各部]

1 配備区分及び動員基準

既に地震災害・津波災害が発生した場合の職員の配備区分については、地震被害の規模、被災地域等により異なるが、突発災害としての地震災害の特徴を考慮し、勤務時間外又は状況不明時の災害配備体制は下記のとおりとし、職員及び関係機関の職員は自主的に参集し事態に応じた体制をとる。

表1 配備表

区 分	動 員 基 準	内 容	構成人員
警 戒 体 制	ア 由良町域に震度4の地震が発生したとき。 イ 和歌山県沿岸に津波注意報が発表されたとき。 ウ 副町長が必要と認めたとき。	由良町域に震度4の地震が発生し、又は和歌山県沿岸に津波注意報が発表され、警戒を必要とするときで、災害の警戒にあたり、地震等の情報収集等、災害対策に関する連絡調整を行う体制	災害警戒体制職員編成表の一つの班の職員
災害対策連絡室 配 備 体 制	ア 由良町域に震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 イ 和歌山県沿岸に津波警報が発表されたとき。 ウ 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき。 エ 副町長が必要と認めたとき。	由良町域に震度5弱又は5強の地震が発生し、又は和歌山県沿岸に津波警報が発表され、警戒を必要とするときで、地震情報、津波情報の収集を行うとともに、中小規模の災害が発生した場合に直ちに迅速な活動を行うことができる体制	災害警戒体制職員編成表の二つの班の職員
緊 急 初 動 部 災 害 対 策 本 部	ア 由良町域に震度6弱以上の地震が発生したとき。 イ 和歌山県沿岸に大津波警報(特別警報)が発表されたとき。 ウ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。 エ 町長が必要と認めたとき。	全職員をもって大災害が発生した場合に直ちに迅速な活動を行うことができる体制	災害警戒体制職員編成表の全ての班の職員

※警戒体制及び配備体制の人員については、速やかに総務政策課長に報告する。

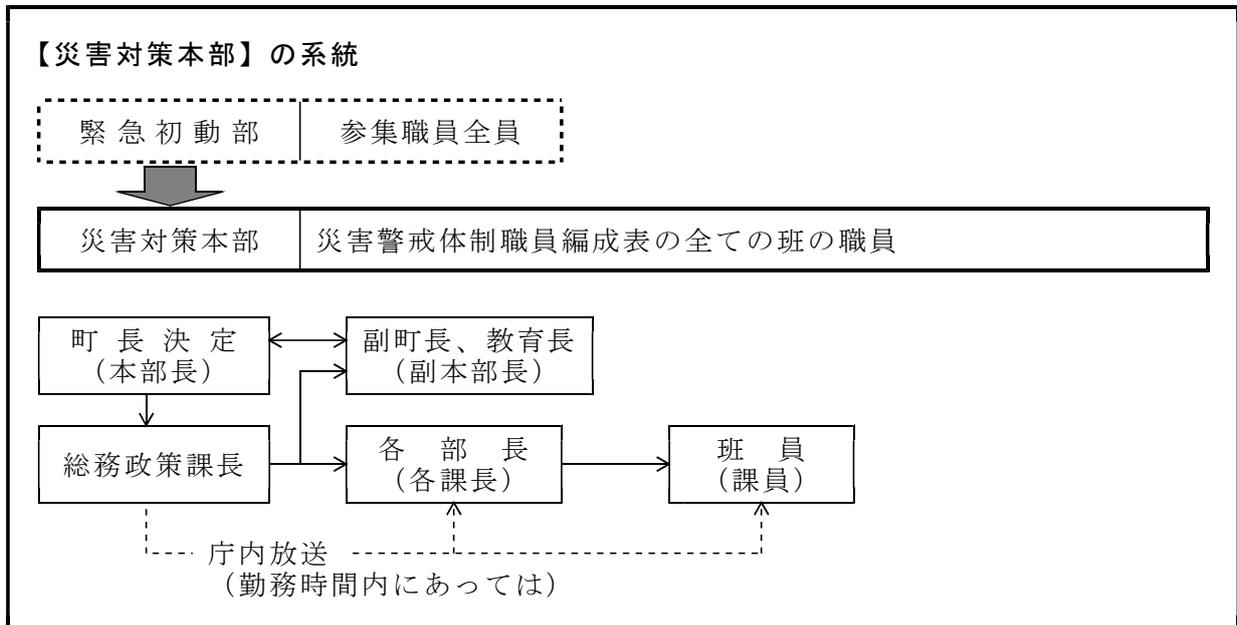
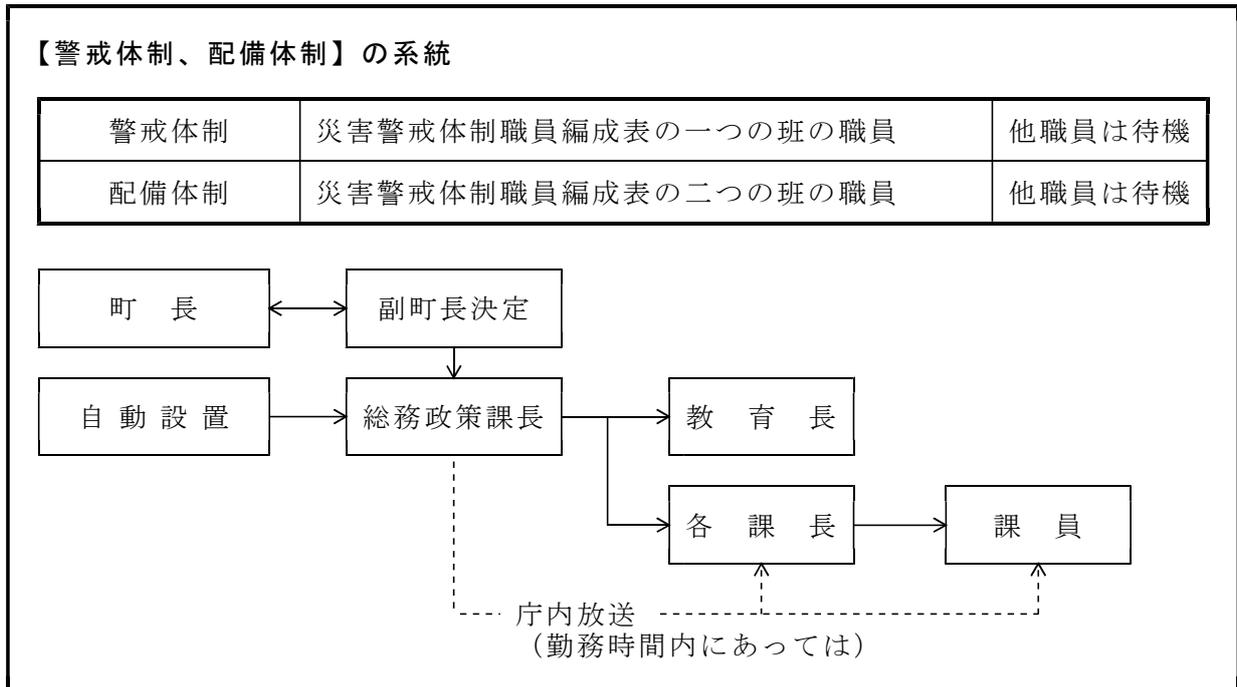
※災害対策本部設置以前の体制：副町長は状況判断により事態に応じて人員を適宜増減することができる。

※災害対策連絡室：配備体制が発令されている場合において、連絡調整を強化する必要があるときは、災害対策連絡室を設置する。

※緊急初動部：震度6弱以上の地震が発生した場合、和歌山県沿岸に大津波警報が発表された場合、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)又は町長が必要と認めた場合に編成され、副町長又は総務政策課長の指揮により災害対策本部体制が確立するまでの緊急初動活動を行う。

2 指令・動員の伝達

指令及び動員の伝達は、下記の系統で行う。



第3項 災害対策連絡室

[各部]

災害対策本部設置以前の体制として、配備体制が発令されている場合において、連絡調整を強化する必要があるときは、災害対策連絡室を設置して、災害の警戒及び災害の予防・応急対策に関する連絡調整に万全を期す。

1 災害対策連絡室の設置及び閉鎖の基準

(1) 設置の基準

- ア 配備体制の動員指令が発令され、連絡調整を強化する必要があるとき。
- イ 副町長が必要と認めたとき。

(2) 閉鎖の基準

- ア 災害発生のおそれなくなり、災害対策連絡室の閉鎖が適当と認めたとき。
- イ 災害対策本部が設置されたとき。

(3) 設置場所

- ア 災害対策連絡室を庁舎3階大会議室に設置する。
津波による災害のおそれがある場合は、ゆらこども園（2階）に設置する。
- イ 連絡室には災害対策連絡室用電話、防災行政無線、衛星携帯電話、FAX、テレビ、パソコン、以下必要に応じて設置する。

(4) 設置決定の伝達

災害対策連絡室設置決定の伝達は、総務政策課長が各課長に伝達し、各課長は課員に伝達するとともに在庁時にあつては庁内放送で伝達する。

(5) 動員の決定者

- 災害対策連絡室の動員については、副町長が災害の状況により決定する。
ただし、次の者は独自に所属職員等の動員を決定できる。
- 消防団にあつては消防団長

2 災害対策連絡室の組織・活動内容

(1) 災害対策連絡室（以下「連絡室」という。）の組織

副町長を室長とし、総務政策課長を副室長とする。また、連絡室には、各課から室長が必要と認める人員を常駐させる。

(2) 活動内容

連絡室は情報の収集、被害状況の取りまとめ及び発表、報告その他所要の連絡調整にあたる。

(3) 連絡室会議

総合的な予防・応急対策の基本方針を決定するため、連絡室設置と同時に連絡室会議を開く。

連絡室会議は、室長、副室長、各課長等で構成し、次の事項を決定し、その実行を推進する。

- ア 災害の予防・応急対策活動の基本方針に関すること。

- イ 配備人員に関すること。
- ウ 各課室間の連絡調整に関すること。
- エ 住民等の避難、避難所の開設に関すること。
- オ 関係機関との連絡調整に関すること。
- カ 応援要請に関すること。
- キ その他災害に関する重要な事項

第4項 災害対策本部

[各部]

災害対策本部は、由良町災害対策本部条例（昭和37年10月由良町条例第14号）の定めるところにより設置する。

1 設置及び閉鎖の基準

(1) 設置の基準

- ア 由良町域に震度6弱以上の地震が発生したとき。
- イ 和歌山県沿岸に大津波警報（特別警報）が発表されたとき。
- ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
- エ 町長が必要と認めたとき。

(2) 閉鎖の基準

- ア 災害応急対策が一応終了したとき。
- イ 災害発生のおそれなくなり災害対策本部の閉鎖が適当と認めたとき。

(3) 設置場所等

- ア 本部（本部会議）を庁舎3階大会議室に設置する。
ただし、役場庁舎が被災しその使用が危険等の場合は、ゆらこども園（2階）とし、更にそれが使用できないときはその他町内の公共施設とする。
- イ 本部には、災害対策本部用電話、防災行政無線、衛星携帯電話、FAX、テレビ、パソコン、以下必要に応じて設置する。

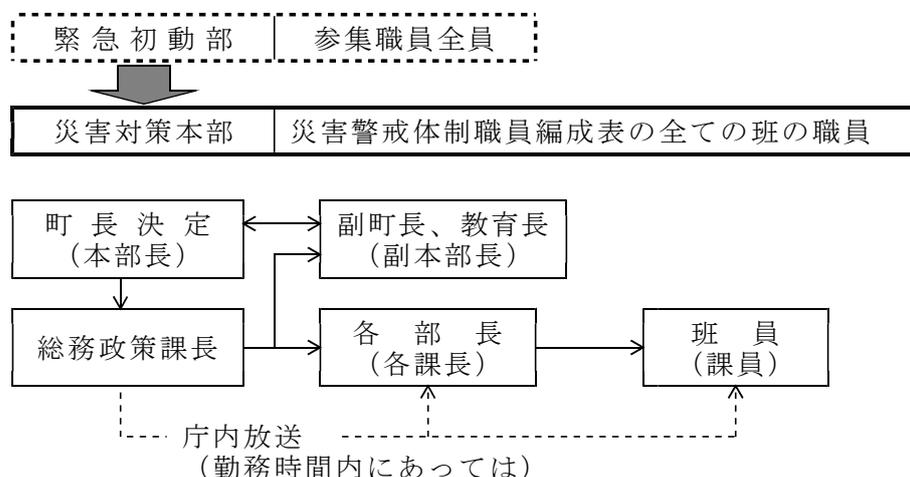
(4) 設置決定の伝達

本部設置決定の伝達は、総合調整部長（総務政策課長）が各部長（各課長）に伝達し、部長（課長）は班員（課員）に伝達するとともに、在庁時にあつては庁内放送で伝達する。

2 動員

災害時における職員の動員は、自主参集基準に基づくほか本部長の決定に基づき、次のとおり実施する。

(1) 動員の伝達



(2) 動員の決定者

災害対策本部の動員については、町長が災害の状況により決定する。

ただし、次の者は独自に所属職員等の動員を決定できる。

- 教育委員会にあっては教育長
- 消防団にあっては消防団長

(3) 動員の要領

ア 勤務時間内の動員

- ① 自主参集基準又は町長が動員を決定したときは、総合調整部長は、副本部長及び各部長に連絡するとともに庁内放送で伝達する。

伝文例 動員指令 (2回)

地震発生により 災害対策本部体制 発令 (2回)

- ② 動員指令を受けた各部長は、速やかに所属班員を動員し、動員した職員その他必要事項を総合調整部長に報告する。

- ③ 自主参集基準の地震、津波の発生を知った場合は、動員の発令があったものとして直ちに初動体制をとる。

イ 勤務時間外の動員

- ① 警備員（休日においては日直職員）が勤務時間外に動員を行う必要があると思われる情報（津波注意報又は各警報の発令等）を得たときは、直ちに総務政策課長に報告する。総務政策課長は町長及び副町長に報告する。

- ② 町長が動員の決定をしたときは、総務政策課長（総合調整部長）は直ちに各部長及び各班長に伝達する。指令を受けた班長は、所属班員を動員する。

- ③ 電話不通時にあっては、伝令、防災行政無線等による。

- ④ 各班は、動員の系統、連絡方法等を確保しておく。

- ⑤ 自主参集基準の地震の発生を知った場合は、動員の発令があったものとして直ちに初動体制をとる。

ウ 消防水防班の動員の特例

消防水防班長は、実施部隊たる特質に鑑み、前記動員要領によることなく、独自の判断に基づき班（団）員の動員を発令することができる。

ただし、本部の体制が確立した段階で本部長に報告する。

エ 動員者数

動員決定者（本部長）は、災害の状況により人員を適宜増減できる。

オ 参集できない場合の措置

家族に死傷者があった場合、自宅が全半壊した場合は、職員はできるだけ早くその旨を上司に報告する。

カ その他

災害対策本部が設置されない場合においても、特に町長の指示により本部体制に準じた動員を行うことができる。

3 災害対策本部の組織

(1) 組織

町長を本部長とし、由良町、由良町教育委員会、由良町消防団等を統括する構成であり、その組織は別図（由良町災害対策本部編成表）に示すとおりである。

(2) 本部長の代理等

町長を本部長とし、副町長、教育長を副本部長とする。

ただし、本部長（町長）が事故にあるときは、記載の順に副本部長が職務を代理する。

(3) 本部会議

総合的な応急対策の基本方針を決定するため、本部設置と同時に本部会議を開く。

本部会議は、本部長、副本部長、各部長等で構成し、次の事項を決定し、その実行を推進する。

- ア 災害応急対策活動の基本方針に関すること。
- イ 配備人員に関すること。
- ウ 各部各班間の連絡調整に関すること。
- エ 住民等の避難、避難所の開設に関すること。
- オ 自衛隊の派遣要請に関すること。
- カ 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- キ 応援要請に関すること。
- ク その他災害に関する重要な事項

4 その他

(1) 町民及び関係機関への周知・連絡

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を町民及び関係機関へ周知・連絡する。

主な周知・連絡先

- ア 県（知事、災害対策課、日高振興局）
- イ 日高広域消防事務組合消防本部
- ウ 防災会議委員
- エ 御坊警察署
- オ 報道機関
- カ 町民等

(2) 標識

災害対策本部を設置したときは、次の標識を本部入口に掲出する。



(3) 本部職員の身分証、腕章及び自動車標識（ただし、消防団員を除く。）

ア 身分証

本部職員の身分証は、町職員証とする。

イ 腕章

本部職員のうち災害応急対策の実施又はその事務にあたる者は、次の腕章を左腕に着用する。

① 本部長腕章

横：38cm 縦：10cm

赤		0.5cm
白	由 良 町	4cm
赤		0.3cm
白		0.4cm
赤		0.3cm
白	災 害 対 策 本 部 長	4cm
赤		0.5cm

② 副本部長腕章

赤		0.5cm
白	由 良 町	4.3cm
赤		0.4cm
白	災 害 対 策 本 部 副 本 部 長	4.3cm
赤		0.5cm

③ 部長腕章



④ 班長腕章

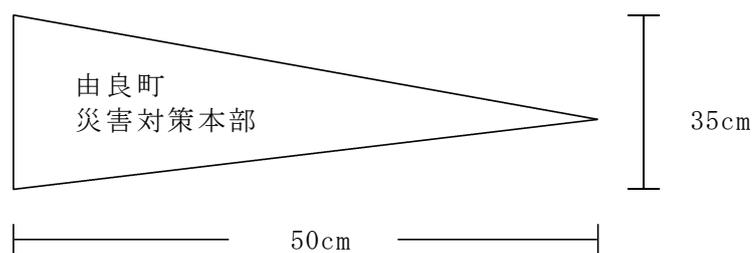


⑤ 班員腕章



ウ 標旗

災害対策本部で災害応急対策に使用する自動車には、次の標旗をつける。
車側用



第3節 情報通信に関する計画

第1項 情報収集・伝達計画

[総合調整部]

大規模な地震が発生し、又は地震による津波等が発生するおそれがある場合には、迅速且つ正確な情報収集、調査及び伝達を行い、的確に災害救助等の応急措置を実施する。

1 実施担当者

災害にかかわる情報の収集と伝達業務は本部長（町長）が実施し、総合調整部が担当する。

2 情報の種類

(1) 地震に関する情報

【緊急地震速報（警報）及び地震情報の種類】

(その1)

地震情報の種類	発表基準	内 容
緊急地震速報 (警報)注1	地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予想された場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)の推定値、地震発生場所の震央地名 強い揺れ(震度5弱以上)が予測される地域及び震度4が予測される地域名〔和歌山県内は和歌山県北部、和歌山県南部の2地域(※1)〕
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名〔和歌山県内は和歌山県北部、和歌山県南部の2地域(※2)〕と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村を発表。 ※地震が多発発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表します。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(その2)

地震情報の種類	発表基準	内 容
推定震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

注1：震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合
〔緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける〕

※1、2 緊急地震速報及び地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報及び地震速報で用いる区域の名称	市郡〔町村〕名
和歌山県	和歌山県北部	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、紀の川市、岩出市、海草郡〔紀美野町〕、伊都郡〔かつらぎ町、九度山町、高野町〕、有田郡〔湯浅町、広川町、有田川町〕、日高郡〔美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町〕
	和歌山県南部	田辺市、新宮市、西牟婁郡〔白浜町、上富田町、すさみ町〕、東牟婁郡〔那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町〕

【「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件】

情 報 名	情 報 発 表 条 件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連開設情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く) ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。

【「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件】

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

(2) 津波に関する情報

ア 津波情報の種類

【津波情報の種類】

津波情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻(注2)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類別の表に記載)を発表する。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報※1	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
沖合の津波観測に関する情報※2	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。

注2：この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。

※1 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報を發表中	1 m超	数値で発表。
	1 m以下	「観測中」と発表。
津波警報を發表中	0. 2 m以上	数値で発表。
	0. 2 m未満	「観測中」と発表。
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表。(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

※2 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値(注3)）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内 容
大津波警報を發表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表。
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表。
津波警報を發表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表。
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表。
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表。

注3：沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しません。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

■津波観測点

津波観測点名称	所 在 地
那智勝浦町浦神	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町浦神港
串本町袋港	和歌山県東牟婁郡串本町袋港
白浜町堅田	和歌山県西牟婁郡白浜町堅田漁港
御坊市祓井戸	和歌山県御坊市名田町野島祓井戸漁港
和歌山	和歌山県和歌山市和歌山港

ウ 大津波警報、津波警報、津波注意報及び津波予報

気象庁は、地震が発生したときは地震の位置や規模を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を、津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する「予想される津波の高さ」は、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内に精度よく推定することは困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられている可能性がある場合は、「予想される津波の高さ」を定性的表現で発表する。「予想される津波の高さ」を定性的表現で発表した場合は、地震発生から約15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から「予想される津波の高さ」を数値で示した更新報を発表する。

【津波警報・注意報の種類及び発表基準、発表される津波の高さ】

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さ予測の区分)	巨大地震の 場合の発表
大津波警報※	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予測高さ)	巨大
		10m (5m<予測高さ≤10m)	
		5m (3m<予測高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予測高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m<予測高さ≤1m)	(表記しない)

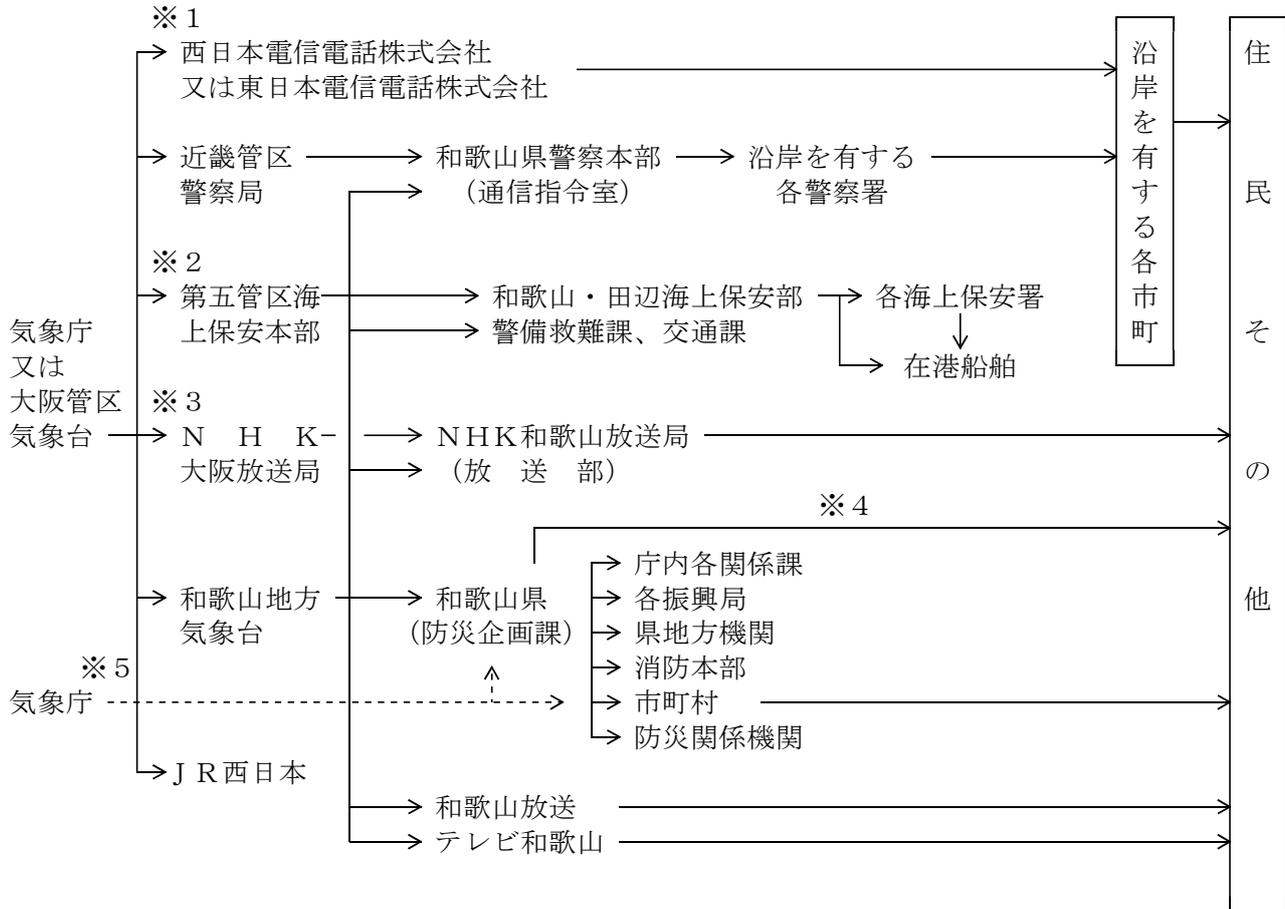
※大津波警報：特別警報に位置づける。

【津波予報の発表基準とその内容】

発表基準	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

3 津波警報・注意報・予報等の通知と伝達

(1) 津波警報・注意報・予報等の伝達経路



- (注) 1 和歌山地方気象台からの伝達は、「防災情報提供システム」による。
- 2 ※1は、特別警報、津波警報及び津波警報解除のみ伝達する。
- 3 ※2は、神戸海洋気象台から伝達する。
- 4 ※3は、NHK大阪放送局が津波警報を緊急警報放送システム（EWS）により放送する。
- 5 ※4は、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メールにより伝達する。
- 6 ※5は、全国瞬時警報システム（J-アラート）により伝達する。
- 7 和歌山県（災害対策課）から住民への伝達は、津波警報及び津波注意報の発表時のみ行う。
- 8 各振興局とは、海草、那賀、伊都、有田、日高、西牟婁、東牟婁の各振興局である。
- 9 沿岸を有する各警察署とは、和歌山東、和歌山西、和歌山北、海南、有田、湯浅、御坊、田辺、白浜、串本、新宮の各警察署である。
- 10 気象業務法の規定による通知先は、国土交通省（和歌山河川国道事務所）、警察庁（近畿管区警察局）、海上保安庁（第五管区海上保安本部、和歌山海上保安部、田辺海上保安部）、都道府県（和歌山県）、NTT西日本及びNHK大阪放送局である。
- 11 各海上保安署とは、和歌山海上保安部からは、海南海上保安署、田辺海上保安部からは、串本海上保安署である。

(2) 津波警報等の伝達

ア 津波警報等の伝達

- ① 通信衛星から配信された津波警報等をJ-アラート（全国瞬時警報システム）で受信、24時間放送体制で防災行政無線からの自動放送により地域住民等へ一斉に伝達する。

【J-アラートによる放送内容（津波情報）】

情報	警告音	放送内容
大津波警報 (東日本大震災クラス) ※特別警報	消防サイレン 10秒吹鳴 2秒休止	(警告音+大津波警報。大津波警報。東日本大震災クラスの津波が来ます。ただちに高台に避難してください。)×3回 こちらは防災由良町です。 下り4音チャイム
大津波警報 (東日本大震災クラス以外) ※特別警報	消防サイレン 3秒吹鳴 2秒休止×3回	(警告音+大津波警報。大津波警報。ただちに高台に避難してください。)×3回 こちらは防災由良町です。 下り4音チャイム
津波警報	消防サイレン 5秒吹鳴 6秒休止×2回	(警告音+津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。)×3回 こちらは防災由良町です。 下り4音チャイム
津波注意報	消防サイレン 10秒吹鳴 2秒休止	(警告音+津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意してください。)×3回 こちらは防災由良町です。 下り4音チャイム

※誤報などの場合には、キャンセル放送が流れる。

- ② 気象警報等を覚知した場合又は強い揺れ或いは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合など、あらかじめ定めてある避難情報の発令基準・伝達マニュアルに基づき、町民等に対して直ちに避難指示等を行うなど、迅速かつ的確な伝達を行う。

イ 津波警報等受信時の措置

- ① 県の機関又は警察の機関から警報等を受信した場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、町民、町内の官公署、学校、団体等に対しても必要な事項を周知させてその徹底を図る。

周知方法は、おおむね次のとおり。

- (ア) 防災行政無線による。
- (イ) 防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メールによる。
- (ウ) 広報車、宣伝車による。

- (エ) 伝達組織（自治会、自主防災組織）を通じる。
 - (オ) サイレン、警鐘等による。
- ② 和歌山地方気象台から、津波警報・注意報等が発表された旨の連絡を受けた場合には、直ちに放送局等の放送により、当該警報の要旨を聴取するよう努めるとともに、県の機関から伝達される警報等の内容を確実に受信するよう体制を整える。
 - ③ 県の機関から警報等を受信した場合には、解除になるまでは放送局の放送により、状況を聴取するよう努める。
 - ④ 災害の発生のおそれがあるような場合において異常な現象を認めたときは、警報等の逆経路その他により、速やかに県の機関に対し必要な情報を通報する。
 - ⑤ 警報等の受信、伝達担当者の決定及び記録の整備に関して、県に準じた措置を講じておく。

第2項 災害通信計画

[総合調整部]

災害時において一般電話が使用不能な場合は、被害状況等に応じて、次の設備のうち実情に即した順序で行う。

1 公衆電気通信

(1) 電話（N T T 西日本）

災害時には電話が著しくふくそうし、かかりにくい場合が予想されるため、次の電話を利用する。

ア 災害時優先電話

あらかじめN T T 西日本の指定を受けた災害時優先電話を優先的に活用する。

（指定済番号 65-1204、65-0269）

イ 臨時電話

災害時において、町所有の加入回線が使用不能又はかかりにくい場合は、N T T 西日本に臨時電話の設置を要請する。

ウ 特設公衆電話

被災地等に設置された特設公衆電話を利用する。

(2) 携帯電話等

緊急時においては、所定の通信手段・経路にこだわることなく、携帯電話等を活用し、迅速な情報通信、伝達を行う。

有線通信途絶時や発信規制がかかる状況下では、衛星携帯電話を利用する。

【衛星携帯電話番号】

役場01 870-776321277

役場02 870-776321278

役場03 870-776321279

こども園 870-776321280

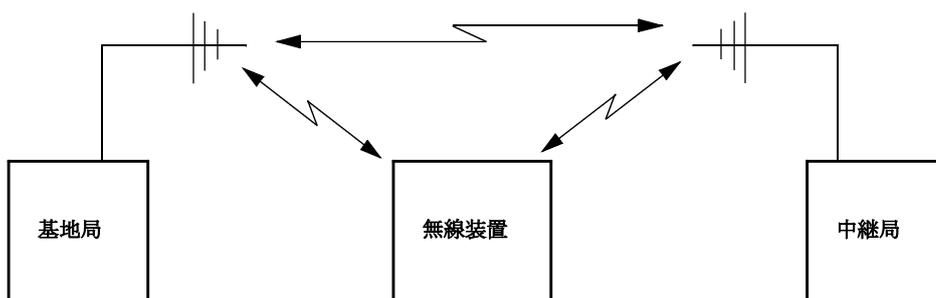
白崎小学校 870-776330923

衣奈小学校 870-776330924

2 無線通信

(1) 由良町防災行政無線

由良町防災行政無線（移動系）の概況は次のとおりである。



機器構成

基地局	統制局無線装置……………1 式	移動局	半固定型無線装置……………12 局	中継局	中継局無線装置……………1 式
(役場)	統制卓……………1 式		可搬型無線装置……………9 局		非常用電話……………1 式
	非常用電話……………1 式		携帯型無線装置……………10 局		

(2) 和歌山県総合防災情報システム

和歌山県総合防災情報システムは、県庁統制局防災センターを中心とし県と市町村、各消防本部、防災関係機関及び県出先機関相互を有線系・衛星系ネットワークの二重化で結び大災害時にも途切れにくい通信基盤を有している。

特に地震時の有線通信途絶時や迅速な被害情報の収集・配信・共有が期待できることから、本システムの有効的な運用を図り、災害状況、災害対策の伝達など被害の軽減に資する情報等を相互配信し情報伝達の迅速化を図る。

	和歌山県総合防災情報システム	
	電 話	F A X
和歌山県 統制室 災害対策課	【7】-300-400 【7】-300-403	【7】-300-496～499
日高振興局 総務県民課	【7】-350-400	【7】-350-499
日高振興局 健康福祉部 (御坊保健所) 総務健康安全課 衛生環境課	【7】-351-401 【7】-351-405	【7】-351-499 (会議室)
自衛隊 第37普通科連隊	【7】-392-400	【7】-392-499
由良町 総務政策課	【7】-253-402	【7】-253-499
日高広域消防事務組合 消防本部	258-500 (有線) 【7】-252-5500 (衛星)	258-599 (有線) 【7】-252-5599 (衛星)

※衛星回線を利用する場合は【7】が必要（有線回線を利用する場合【7】は不要）。

3 電波法等に基づく非常通信の利用

災害等により非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策上、必要が生じた場合等は、電波法第52条の規定に基づいて「非常通信」等の免許状に記載された目的外の通信を行うことができる。

- (1) 警察用、消防用、鉄道事業用、電気事業用等の無線
- (2) その他非常通信協議会構成員の保有する無線
- (3) その他の無線（例：運送業者の無線、アマチュア無線）

4 災害時の伝言ダイヤルの運用

N T Tでは災害時において電話がかかりにくい場合、安否確認のため災害時の伝言ダイヤルを運用する。町は、町民に対し災害時伝言ダイヤルの利用を周知し、ふくそうの回避に努める。

録音：171+1+被災者の電話番号+伝言内容

再生：171+2+被災者の電話番号

第3項 発災直後における災害情報の収集及び統括計画

[総合調整部、消防水防部]

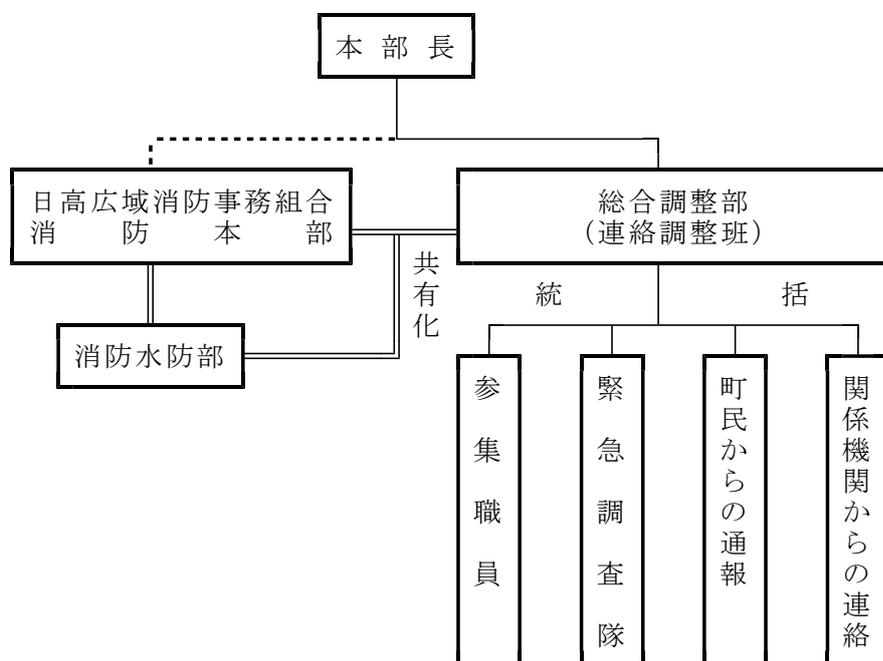
1 基本方針

地震災害発生直後の状況不明期間において、町内の被害状況を早期に把握し、効果的な災害対策活動を行うため、災害情報の収集及び統括活動を実施する。

2 災害情報収集及び統括体制

地震発生直後の災害情報の収集及び統括は、本部長の直轄のもとに行い、その事務は総合調整部（連絡調整班）が担当する。本部長は、必要と認める場合は参集職員の中から必要人員を総合調整部（連絡調整班）に割り当てる。

情報の収集活動は、参集職員、緊急調査隊、消防水防部、関係機関などあらゆる組織を活用して行う。



3 緊急調査隊

本部長は、緊急調査隊を編成し、町域を巡回させて被害情報を収集する。

(1) 編成及び装備等

ア 緊急調査隊は、予め指名する職員により1隊2名で編成し、情報収集活動を実施する。

イ 交通手段は、原則としてバイクで実施する。

ウ 通信手段は、町防災行政無線、携帯電話（衛星携帯電話）などあらゆる手段で行う。

エ 正確な情報の確保のため、地図を持参する。

オ 出動は、担当区を定めて実施し、原則として災害対策本部から遠方の地区への出動を優先する。

カ 勤務時間外にあっては、参集職員の中から臨時に編成する。

(2) 情報収集

地震発生後、速やかに担当地区を巡回し、応急対策活動に必要な災害情報を収集し、連絡調整班に報告する。優先すべき情報の目安は次のとおり。

ア 人命にかかわる情報

- ・住宅密集地をはじめとする延焼火災発生の有無及び状況
- ・住宅倒壊、土砂災害等による多数の救出、避難の必要の有無及び状況
- ・危険物・毒劇物取扱施設の被害による大規模避難の必要の有無及び状況
- ・町民の自主避難の有無及び状況

イ 防災拠点施設にかかわる情報

- ・町施設（小中学校など）の状況
- ・関係機関（県、御坊警察署など）施設の状況
- ・電気、電力、水道、下水道などのライフライン施設の状況
- ・その他協力団体施設の状況

ウ 救助・救護拠点にかかわる情報

- ・医院等の状況
- ・指定避難所の状況
- ・各種福祉施設及び要配慮者利用施設の状況

エ 災害危険箇所に関する情報

- ・土砂災害危険箇所、ため池、河川堤防などの状況
- ・住宅密集地、駅、工場、危険物取扱施設などの状況

オ 交通・物流施設の情報

- ・地区内の主要道路の状況
- ・主な橋りょう、トンネル、高架橋の状況
- ・鉄道路線及び駅の状況

4 参集職員による報告

参集職員は、災害対策本部等への参集途上、災害現場への移動中において、極力周囲の状況に注意し、災害情報の収集に努め、把握した情報は総合調整部（連絡調整班）及び担当部へ報告する。

5 連絡調整班（総合調整部）

連絡調整班は、緊急調査隊及び参集職員からの報告を統括し、町域における災害情報を統括、整理し、逐次本部長へ報告する。

ア 連絡調整班の増員

本部長が必要と認める場合、参集職員の中から連絡調整班を増員し、臨時編成をとる。

イ 情報の収集

災害情報の収集は、あらゆる手段を用いて行う。主な収集手段は次のとおり。

- ・参集職員による報告
- ・緊急調査隊による報告

- ・町民からの通報
- ・関係機関からの連絡
- ・屋上など高所からの見張り

ウ 情報の整理

災害情報は、次の事項に注意して整理する。

- ・収集情報は一括し、重複しないよう注意して整理する。
- ・「情報源」、「確認の有無」を明確にして記録し、情報源が不明あるいは未確認の情報についてもその旨を明記して整理する。
- ・情報は覚知時点の時間を明確にし、可能な限り時系列的に整理する。
- ・可能な限り災害の位置を明確にし、地図上に整理する。

6 消防水防部と連絡調整班、日高広域消防事務組合消防本部の連携

消防水防部は、地震発生直後において、災害対策本部の体制確立を待つことなく独自に情報収集活動を開始する。

また、災害対策本部（緊急初動部を含む。）連絡調整班及び日高広域消防事務組合消防本部と相互に緊密に連携し、情報の共有化に努める。

更に、人員が充足次第、消防水防部は連絡員を災害対策本部に派遣し、情報の共有化を強化する。

第4項 被害情報収集及び報告計画

[各部]

1 被害情報の収集

(1) 実施担当者

被害状況の調査区分及び調査担当部は、次のとおり。

なお、調査にあたっては、脱漏及び重複のないよう十分注意し、世帯員数等については、現地調査のほか住民基本台帳等と照合するなど正確を期す。

調 査 事 項	担 当 部
1 人的被害	救 助 部
2 住家被害	総合調整部
3 医療・環境衛生施設被害	防 疫 部
4 農業関係被害 (畜産関係被害を含む。)	施 設 部
5 農地農業用施設	〃
6 商工観光関係被害	〃
7 林業関係被害	〃
8 水産関係被害	〃
9 公共土木施設被害	〃
10 都市施設被害	〃
11 公有財産被害	関 係 部
12 文教関係施設被害	教 育 部

(2) 調査の方法

災害発生時の被害状況調査は次の方法によって行う。

ア 自治会長による調査

① 災害が発生したとき、自治会長は、把握した管内の被害状況を把握し、町長（総合調整部）に連絡する。

② 津波予報等が解除された後にあつては、自治会長は、災害の有無に係わらず、町長（総合調整部）に状況を報告する。

イ 各部における調査

災害に伴う被害の調査は災害の種別、内容に応じて担当する各部において行う。なお、調査中に担当事項外の情報を覚知した場合は、担当部に連絡する。

ウ 参集途上の調査

職員は、災害対策本部等への参集途上、災害現場への移動中において、極力周囲の状況に注意し、情報の収集に努め、把握した情報は担当部に連絡する。

2 被害情報の集約

(1) 被害情報の早期収集

ア 被害の規模を推定するための関連情報の収集

概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。

イ 119番通報殺到状況の収集

被害規模を早期に把握するため、119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集する。

(2) 被害情報及び応急活動状況

ア 各班は、それぞれの担当事項に係わる被害情報を受けた場合には、適切な応急活動を行うとともに、その結果を各部長（課長）が被害状況報告にとりまとめ、所定の様式に基づき総合調整部長（総務政策課長）へ報告する。

総合調整部長は、被害状況を本部長に報告するとともに連絡調整班に通知するものとする。

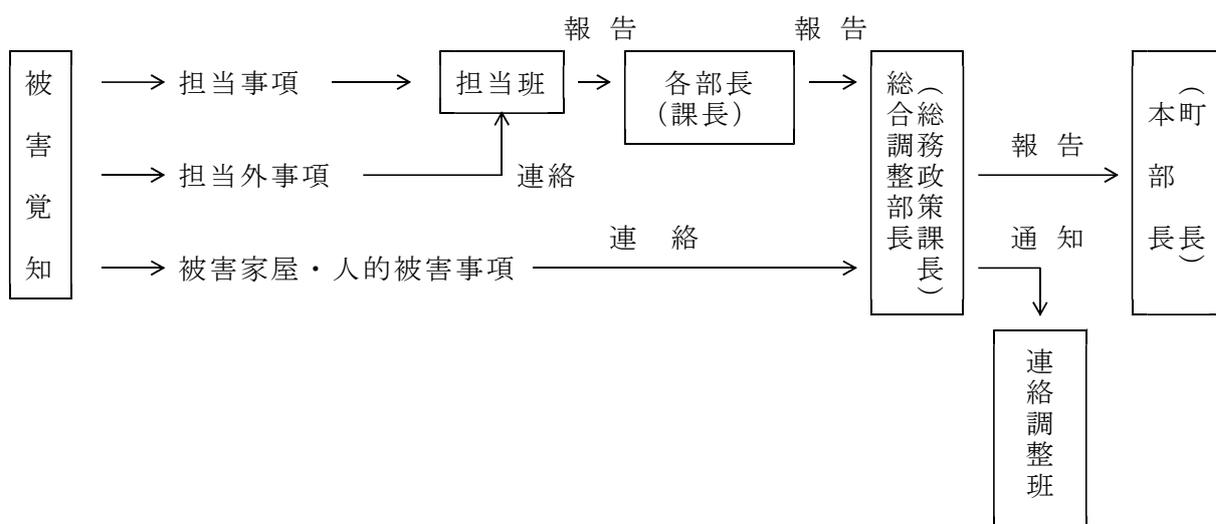
イ 各班は、直接その班に関係のない被害があっても、町民その他より被害情報を受けた場合にはこれを聴取し、それぞれの担当班へ連絡する。

ウ 各班の担当施設における被害状況調査の際には、必要に応じて被害状況の写真を撮影し、各班で保管する。

(3) 被害家屋及び人的被害

ア すべての災害に伴う家屋損壊等の被害状況及び人的被害について、各班調査員は、調査結果を被害状況報告にまとめ、総合調整部長（総務政策課長）へ報告する。なお、被害報告がなかった家屋損壊及びそれに伴う人的被害についても、被災地の調査の中で判明すれば、被害状況報告にまとめ、総合調整部長（総務政策課長）へ報告する。

イ 総合調整部長（総務政策課長）は、各班調査員からの調査報告を被害状況報告にとりまとめ、本部長に報告するとともに連絡調整班に通知するものとする。



3 県への被害報告

(1) 報告すべき災害

ア 発生原因

県への被害報告は次の原因によるものについて行う。

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な現象、大規模な火事・事故・爆発、放射性物質の大量放出等災害対策基本法第2条第1号に規定する原因により生ずる被害

イ 報告基準

報告は次の基準に該当するものについて行う。

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ② 県又は町で災害対策本部を設置したもの
- ③ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①、②の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- ④ 地震が発生し、県内で震度4以上を記録したもの
- ⑤ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

(2) 被害報告責任者

情報の統括・被害報告責任者は、総合調整部長（総務政策課長）とする。

(3) 災害即報

ア 災害即報は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人及び家屋被害を優先して報告する。報告は日高振興局地域振興部を通じて県災害対策課に報告するほか、状況によって直接県災害対策課へ報告する。

イ 災害即報は、図の系統によって迅速に行うものとする。

ただし、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告する。（災害対策基本法第53条第1項）

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行う。

消防庁 通常時 NTT回線 03-5253-7526 FAX 03-5253-7536

夜間・休日 NTT回線 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553

ウ 119番通報が殺到した場合はその状況を直ちに県及び消防庁へ報告する。

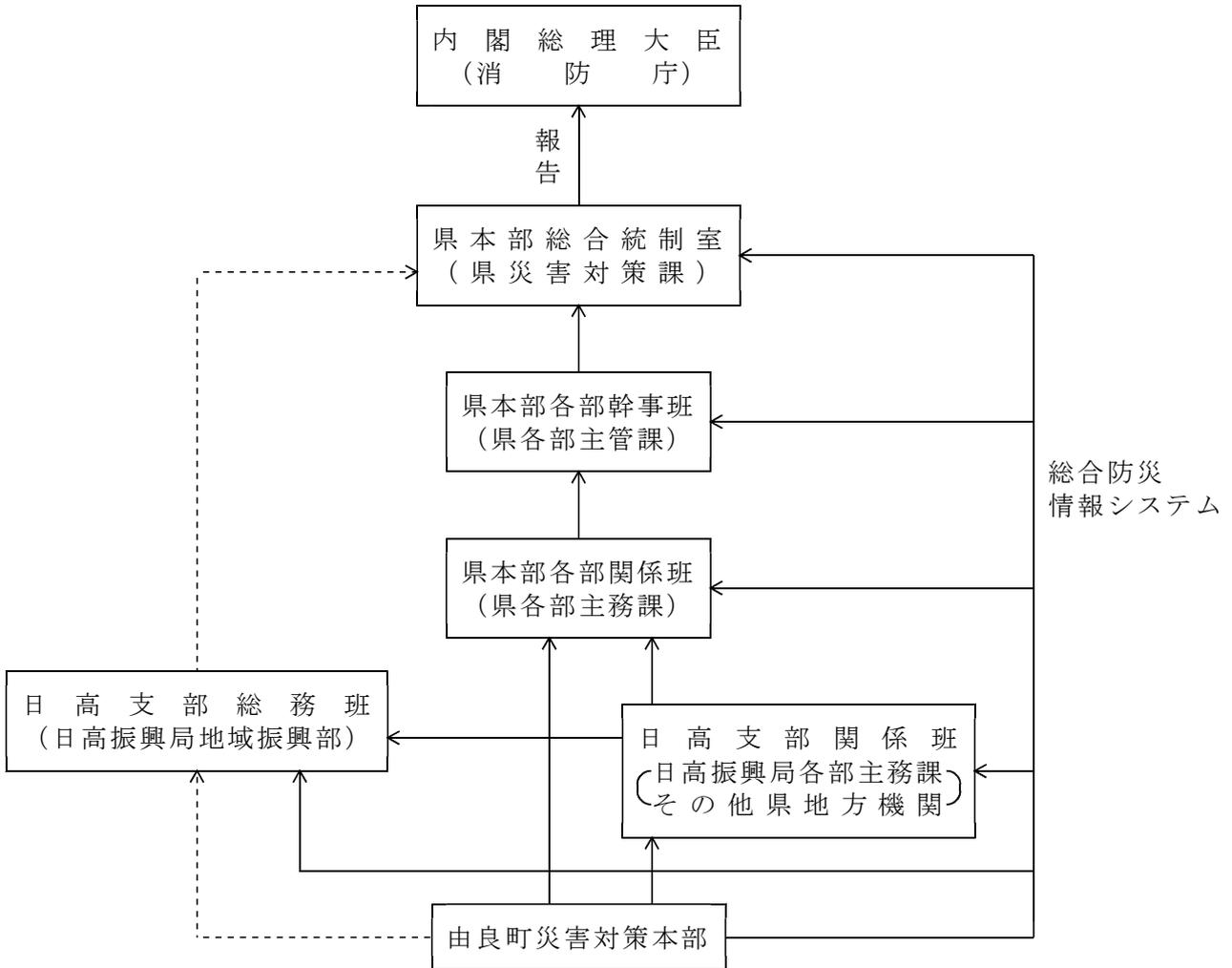
エ 報告すべき災害の発生を覚知したときは、直ちに第一報を報告し、以後、即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告する。

オ 報告に当たっては、総合防災情報システム、地域衛星通信ネットワークシステム、消防防災無線、加入電話、FAX等によって即報するもので、即報が2報以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するために一連番号を付して報告現時を明らかにする。

カ 災害即報事項は、庁内各課をはじめ関係機関と十分連絡を保ったうえで行う。

ケ 最終的には、おおむね被害状況報告に準じた総括表にまとめておく。

【 被害状況報告系統図 】



- (注) ① 本部が設置されない場合も上図に準ずる。
② 点線は、連絡調整をする関係機関である。

被害種別系統

被害区分	由良町からの報告先	町主務課
人的被害及び住宅等一般	日高振興局 地域振興部・健康福祉部	住民福祉課 総務政策課
土木関係	日高振興局 建設部各課	地域整備課
農業関係	日高振興局 農林水産振興部 農業水産振興課	産業振興課
耕地関係	日高振興局 農林水産振興部 農地課	産業振興課
林業関係	日高振興局 農林水産振興部 林務課	産業振興課
水産関係	日高振興局 農林水産振興部 農業水産振興課	産業振興課
漁港関係	日高振興局 建設部 河港課	地域整備課
公共施設関係	日高振興局 地域振興部・健康福祉部各課	総務政策課
商工業関係	日高振興局 地域振興部 企画産業課	産業振興課
観光関係	日高振興局 地域振興部 企画産業課	産業振興課
自然公園関係	日高振興局 健康福祉部 衛生環境課	産業振興課
衛生関係	御坊保健所 (日高振興局 健康福祉部)	住民福祉課
教育関係	学校教育局 健康体育課 防災安全班	教育委員会
その他	日高振興局 地域振興部 総務県民課	総務政策課
災害に対してとられた措置の概要	日高振興局 地域振興部 総務県民課	総務政策課

区分	基準	状況・時期	内容	系統	手段	様式
災害即報	<p>① 災害救助法の適用基準に合致するもの</p> <p>② 県又は町で災害対策本部を設置したもの</p> <p>③ 災害による被害が当初は軽微であったも、今後①、②の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの</p> <p>④ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの</p>	<p>・災害が同時多発</p> <p>・多くの死傷者が発生</p> <p>・地震等により火災が同時多発或いは多くの死傷者が発生し消防機関への通報が殺到したとき。</p>	<p>・具体的内容は不要</p> <p>・被害通報受信状況</p> <p>・把握できている情報があれば補足</p> <p>・人及び家屋被害を優先する。</p>	<p>町 → 県(災対本部・災害対策課)</p> <p>→ 国(消防庁)</p> <p>→ 国(消防庁)</p> <p>→ 県(災対本部・災害対策課)</p> <p>→ 国(消防庁)</p> <p>→ 県(災対本部・災害対策課)</p>	和歌山県総合防災情報システム 電話 FAX その他	災害状況即報 第4号様式(その1) 又は 災害概況即報 第4号様式(その2)
被害状況報告 <概況>		<p>・報告すべき災害を感知したとき直ちに</p> <p>・特に災害の規模が町の対応力を越えるとき予想されるとき</p>	<p>・人的被害の状況</p> <p>・家屋の被害状況</p> <p>・土砂災害等の発生状況</p> <p>・被害規模に関する概括的情報(災害の当初で被害状況が把握できき範囲からでも可)</p>	<p>消防本部 → 県(災対本部・災害対策課)</p> <p>同時に → 国(消防庁)</p>	"	被害状況報告
被害状況報告 <中間>		<p>・県が指定する定時</p> <p>・内容が重要と判断される情報を入力したとき</p>	<p>具体的災害情報 (様式に準じる)</p>	町 → 県(事業担当課)	和歌山県総合防災情報システム FAX	被害状況報告 (県担当事業課の指定する様式)
被害状況報告 <確定>		<p>・応急措置完了後</p>	<p>具体的災害情報 (様式に準じる)</p>	町 → 県(災対本部・災害対策課)	文書	被害状況報告

(注) 1 本部が設置されない場合も上表に準ずる。

第5項 災害広報及び広聴計画

基本計画編（2－99頁）に準ずる。

地震時に留意すべき広報項目

1 地震発生直後

- ① 津波に関する情報
- ② 余震情報
- ③ 地震時の一般的注意情報
- ④ 初期消火活動、人命救助の呼びかけ
- ⑤ 災害情報、被害情報
- ⑥ 避難に関する情報

2 その後の広報

- ① 災害情報、被害情報
- ② 救援物資の配給状況
- ③ ライフライン等の復旧状況
- ④ 緊急輸送道路確保への協力要請
- ⑤ ボランティア受入情報
- ⑥ 安否情報

3 総合相談窓口の設置

県は、被災住民から寄せられる様々な相談や問い合わせに対応するため、国、県、市町村、関係機関、関係団体等による合同の相談窓口（総合相談窓口）を設置する。

県が、国、県、市町村、関係機関、関係団体等による合同の相談窓口（総合相談窓口）を設置した場合、町は、当該相談窓口から対応要請のあった相談について対応する。

第4節 応援協力等に関する計画

第1項 自衛隊の派遣要請計画

基本計画編（2-103頁）に準ずる。

第2項 指定地方行政機関、県及び市町村に対する応援要請計画

基本計画編（2-107頁）に準ずる。

第3項 緊急消防援助隊、消防相互応援協定等の要請計画

基本計画編（2-108頁）に準ずる。

第4項 民間等関係機関への応援要請計画

基本計画編（2-109頁）に準ずる。

第5項 受援計画

基本計画編（2-110頁）に準ずる。

第5節 災害現場に関する計画

第1項 水防活動計画

基本計画編（2-1-1-1頁）に準ずる。

第2項 消防活動計画

基本計画編（2-1-1-4頁）に準ずる。

第3項 救助・救急活動計画

基本計画編（2-1-1-8頁）に準ずる。

第4項 医療助産対策計画

基本計画編（2-1-2-0頁）に準ずる。

第5項 遺体の捜索及び処理・火葬計画

基本計画編（2-1-2-3頁）に準ずる。

第6項 障害物の除去対策

基本計画編（2-1-2-6頁）に準ずる。

第7項 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策計画

基本計画編（2-1-2-9頁）に準ずる。

第8項 被災建物等の応急危険度判定

[施設部]

1 実施責任者

被災建物又は被災宅地の応急危険度判定は本部長（町長）が県と協力して行い、施設部（復旧対策班）が担当する。

2 内容

(1) 応急危険度判定の迅速化等

町は、県の協力を得て、最初の地震等で脆弱になった建築物や宅地、土砂災害危険箇所等が次の災害で倒壊又は崩壊することにより発生する人的被害を防止するため、建築物や宅地等の応急危険度判定を早急に実施するとともに、危険な建築物等への立入禁止や警戒区域の設定等を行う。

(2) 被災建築物危険度判定の実施

県と協力し、大規模地震時に被災した建物の倒壊、部材の落下による人命への二次災害を防止するために、被災建物危険度判定実施本部を町（災害対策本部）に設置し、実施計画を作成のうえ、被災建物の応急危険度判定を実施する。

特に役場庁舎、避難施設等の防災上重要な建物は、所轄する応急危険度判定士等により、速やかに応急危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立ち入り禁止等の措置をとるよう、施設管理者に勧告する。

その後、必要に応じて、他の建物についても応急危険度判定を行うが、応急危険度判定士の数が必要数を満たさない場合は、建築関係団体等へ要請する。

被災建物が膨大な数になり、判定士数がさらに不足する場合は、県へあつせんを要請する。

(3) 被災宅地危険度判定の実施

宅地の二次災害を軽減・防止し町民の安全確保を図るため、災害対策本部が設置されるような大規模な地震等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、町は、被災宅地危険度判定士資格を持つ職員や県への要請等により確保した被災宅地危険度判定士の協力を受け、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施する。

第6節 交通等に関する計画

第1項 配車・輸送の実施

基本計画編（2-131頁）に準ずる。

第2項 ヘリコプターの派遣要請

基本計画編（2-134頁）に準ずる。

第3項 交通対策計画

基本計画編（2-137頁）に準ずる。

第7節 避難計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、危険区域内にいる町民等に対する避難のための指示及び避難所の開設並びに収容保護は本計画に定める。

特に、津波からの避難については、住民自らが津波の規模や津波警報等の情報を把握し、迅速かつ自主的に避難することが重要となる。町は、関係機関との緊密な連携のもと津波に関する情報を迅速かつ的確に伝達し、町民等が円滑かつ安全な避難行動が行えるよう対応する。

第1項 避難指示等

【関係機関、総合調整部、救助部、防疫部、消防水防部、御坊警察署】

1 実施担当

総合調整部及び救助部は、災害の状況により御坊警察署及び関係機関と連携のもと、町長の指示（命令）に基づき町民等の生命又は身体を保護するため、避難の指示、避難誘導及び避難所の開設等を行う。

2 避難指示の発令基準

地域住民に対する避難指示の発令基準は、原則として次のとおり。

【避難指示の発令判断基準】

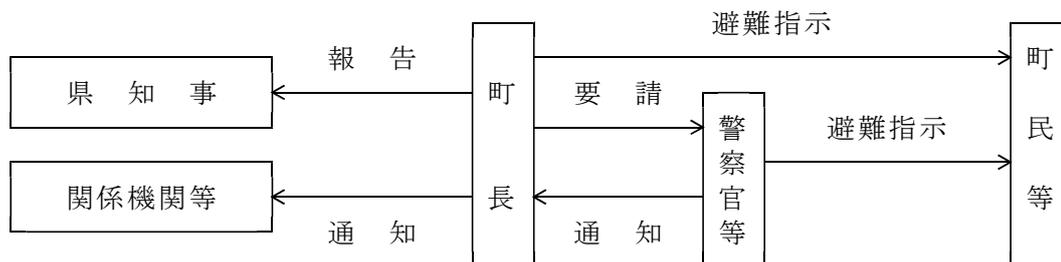
避難指示	津波注意報が発表され、町に大きな被害が発生するおそれがあるとき
	【レベル1 東海・東南海・南海3連動地震による浸水想定区域を参考】
	①強い地震（震度4程度以上）若しくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めるとき ②津波警報を覚知したとき
	【レベル2 南海トラフ巨大地震による浸水想定区域を参考】
	①震度5弱以上の地震を感知し、町に大きな被害が発生するおそれがあるとき ②大津波警報（特別警報）を覚知したとき

第2項 避難情報の伝達方法等

[総合調整部]

1 避難指示等の伝達

- (1) 気象庁又は大阪管区気象台からの津波警報等を覚知した場合、強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合など、あらかじめ定めてある避難情報の発令基準・伝達マニュアルに基づき、町民等に対し直ちに避難指示等を発令するなど、迅速かつ的確な伝達を行う。
- (2) 避難指示等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、J-アラート（全国瞬時警報システム）、広報車、テレビ、ラジオ、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メール等のあらゆる手段の活用を図る。
- (3) 避難行動要支援者への情報伝達は、避難行動支援対策と対応しつつ電話連絡、直接の訪問により伝達する。
- (4) 本部長（町長）は避難指示を行った場合、その旨を知事へ報告するとともに下記の関係機関へ通知する。また、解除した場合も同様とする。
 - ア 日高振興局
 - イ 御坊警察署
 - ウ 日高広域消防事務組合消防本部



2 高齢者等避難の提供

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、最初の地震に伴う大津波警報又は津波警報が解除され、津波注意報に切り替わった後、第5編第5章第2節5(1)「事前避難対象地域」に定める高齢者等事前避難対象地域の要配慮者等に対し、高齢者等避難を発令することとする。

3 伝達時の留意事項

- (1) 災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど町民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫すること。
- (2) 津波は沿岸の地形等の影響や河川、水路等の遡上により、局所的に予想より高くなる場合がある。ここなら安心と思わずより高い場所を目指して、できる限りの避難を続けること。
- (3) 津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があるなど

津波の特性や、津波警報等が発表されている間は災害の危険性が継続していることなど、町民等に対し繰り返し継続的に情報伝達を行うこと。

第3項 避難誘導

[総合調整部、救助部、防疫部、消防水防部、御坊警察署]

本部長（町長）は、日高広域消防事務組合消防本部、御坊警察署、自治会（自主防災組織）等の協力を得て、避難を必要とする地域の町民等が安全且つ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導を行う。

1 避難誘導者

(1) 町民等の避難誘導

避難者の誘導は、消防職員、消防団員、警察官等が行い、増員を必要とするときは、本部長（町長）が、町職員の中から必要人員を動員する。

(2) 学校、社会福祉施設、事業所等における避難誘導

学校、こども園、社会福祉施設、事業所その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、原則として消防計画又は避難計画に基づき施設の防火管理者及び管理権原者が実施する。

2 避難の誘導

避難の誘導は、災害の規模、状況に応じて次のように実施する。

(1) 津波からの避難については、津波で命を落とさないために「自らの命は自ら守る」（自助）の基本理念により、各自の最善を尽くしてより高くより遠い場所に逃げるものとし、原則として安全レベル3（☆☆☆）の緊急避難場所を目指し避難する。

やむを得ず高台や海岸から遠く離れた場所に避難する余裕がない場合には、出来るだけ星印が多い場所を目指し避難する。

(2) 避難の際には、「自分たちの地域は地域のみんなで守る」（共助）の基本理念により、地域で避難の呼びかけを行う。

(3) 避難誘導にあたる消防団員（水防団員）、警察官、町職員などは、あらかじめ定めてある行動ルールに従い、予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、安全が確保されることを前提として、避難誘導する。

(4) 自力での避難が困難な避難行動要支援者については、あらかじめ定められた方法により、自治会、自主防災組織など地域住民組織等の協力を得ながら、上記の行動ルールを踏まえつつ、避難を支援する。

(5) 逃げ遅れて危険な状態になったときは、生命を守る最低限の行動として、近くのできるだけ高い建物の2階以上へ緊急的に避難する。

3 誘導の順位及び移送の方法

(1) 避難の順位

緊急度の高い地区から順に避難誘導を行う。

避難は高齢者、障害者、乳幼児、子ども、傷病者及び女性を優先する。

(2) 移送の方法

自力で避難できない場合、又は避難途中の危険が予想される場合、あるいは病院等の患者、社会福祉施設等の入所者、子どもの避難については、必要に応じて車両等を利用する。

第4項 学校・社会福祉施設等における避難対策

基本計画編（2-149頁）に準ずる。

第5項 警戒区域の設定

基本計画編（2-150頁）に準ずる。

第6項 避難所の開設・運営・閉鎖

基本計画編（2-152頁）に準ずる。

第7項 避難所開設期間及び設置の基準

基本計画編（2-155頁）に準ずる。

第8節 被災者救助に関する計画

第1項 食料供給対策計画

基本計画編（2-156頁）に準ずる。

第2項 飲料水供給対策計画

基本計画編（2-159頁）に準ずる。

第3項 生活必需品給（貸）与計画

基本計画編（2-161頁）に準ずる。

第4項 精神医療の実施

基本計画編（2-163頁）に準ずる。

第5項 健康対策の実施

基本計画編（2-164頁）に準ずる。

第6項 文教対策計画

基本計画編（2-165頁）に準ずる。

第7項 住宅対策計画

基本計画編（2-167頁）に準ずる。

第8項 福祉活動計画

基本計画編（2-170頁）に準ずる。

第9項 罹災証明の発行

基本計画編（2-172頁）に準ずる。

第10項 災害救助法適用計画

基本計画編（2－174頁）に準ずる。

第11項 被災者生活再建支援法の適用計画

基本計画編（2－177頁）に準ずる。

第12項 災害弔慰金等の支給及び資金の貸付計画

基本計画編（2－180頁）に準ずる。

第9節 衛生関連に関する計画

第1項 防疫対策計画

基本計画編（2-182頁）に準ずる。

第2項 清掃対策計画

基本計画編（2-184頁）に準ずる。

第3項 環境対策の実施

基本計画編（2-187頁）に準ずる。

第4項 動物保護管理計画

基本計画編（2-188頁）に準ずる。

第10節 自発的支援の受入計画

第1項 災害ボランティア受入計画

基本計画編（2-189頁）に準ずる。

第2項 義援金・義援品の受付・交付

基本計画編（2-191頁）に準ずる。

第3項 労務計画

基本計画編（2-193頁）に準ずる。

第11節 危険物施設等災害応急対策計画

[総合調整部、日高広域消防事務組合消防本部、御坊警察署、施設責任者]

第1項 危険物施設の応急対策

危険物による災害は、その性質上、大災害に発展する危険性があり、特に迅速な措置を要するので、関係機関は密接な連絡、協力のもとに、迅速的確な災害応急対策を実施する。

(1) 事業所

危険物施設の管理者は、危険物関係法令により定められた予防規程等によるほか、県、町、日高広域消防事務組合消防本部等と連携して、災害時における応急措置を次により実施する。

ア 災害が発生するおそれのある場合の措置

- ① 情報及び警報等を確実に把握する。
- ② 施設内の警戒を厳重にするとともに保安要員を各部署に配備する。
- ③ 消防設備等を点検整備するとともに、危険物の流出或いは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止対策を講じる。
- ④ 初期消火要領の徹底及び混触発火等による火災の防止対策を講じる。

イ 災害が発生した場合の措置

- ① 日高広域消防事務組合消防本部及びその他の関係機関へ通報する。
- ② 消防設備を使用し災害の防除に努める。
- ③ 危険物施設等における詰替え、運搬等の取り扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に最善の方策を講じる。
- ④ 災害状況の把握及び災害拡大に伴う付近の状況等により避難等の処置を執る。

(2) 町

危険物施設の管理者と密接な連携を保ち、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第2項 高圧ガス貯蔵施設の応急対策

高圧ガスによる災害が発生するおそれのある場合又は災害が発生した場合は、災害の発生又は拡大を防止するため速やかに次の応急措置を講じる。

- (1) 高圧ガスによる災害が発生するおそれがある場合は、その施設等の管理者は、関係機関と連絡を密にし、速やかに適切な措置を講じる。
- (2) 上記の措置が執れない場合は、必要に応じ、危険地域内の住民の避難措置を講じる。
- (3) 高圧ガスによる災害が発生した場合、次の措置を講じる。
 - ア 立入禁止区域の設定及び交通規制
 - イ 被災者の救出、救護
 - ウ 消火及び防火、防爆、除害活動並びに広報活動
- (4) 必要に応じて、和歌山県高圧ガス地域防災協議会、(社)和歌山県LPガス協会又は関係事業所の応援を求める。

第3項 火薬類貯蔵施設の応急対策

火薬類による災害が発生するおそれのある場合又は災害が発生した場合は、災害の発生又は拡大を防止するため速やかに次の応急措置を講じる。

- (1) 火薬類貯蔵設備等の付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合には、設備等の管理者は、関係機関との連絡を密にし、速やかに火薬類を安全な場所に移し、見張人を付けて関係者以外の者を近づけないようにする。
- (2) 火薬類の搬出に余裕がない場合は、災害のおそれのある区域はすべて立入禁止とし、危険区域内にいる住民を避難させるための措置をとる。
- (3) 災害が発生した場合、日高広域消防事務組合消防本部、御坊警察署に通報するとともに、次の措置を講じる。
 - ア 立入禁止区域の設定及び交通規制
 - イ 被災者の救出、救護
 - ウ 消火及び防火、防爆活動並びに広報活動

第4項 毒物・劇物保管施設の応急対策

災害により毒物又は劇物保管施設が被害を受け、住民が保健衛生上危害を受け、又は受けるおそれがある場合における応急対策については、町、県、日高広域消防事務組合消防本部、その他関係機関の協力のもとに、本計画により実施する。

(1) 災害発生時における毒物・劇物の流失・飛散・散逸等の事故発生の場合は、取扱責任者において、回収その他保健衛生上の危険防止に必要な措置を講じるとともに、御坊保健所・日高広域消防事務組合消防本部又は御坊警察署に届け出る（毒物及び劇物取締法第16条の2）。

(2) 緊急措置

町は、御坊保健所及び御坊警察署と連携し、毒物・劇物の流失、散逸等の状況について、速やかに広報活動し、関係住民に注意を与えるとともに、飲料水汚染の可能性がある場合には、水道使用者・井戸水使用者に対して通報を行う。

(3) 事故、災害が発生した場合の毒物・劇物の応急処理については、物質名及び物質質量、現場の状況等を十分把握して行動する。

第5項 危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両の応急対策

危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両の事故に伴う応急措置は、本計画により実施する。

(1) 輸送従事者

輸送途上において事故が発生したときは、次の措置を講ずるほか、事故の状況並びに積載危険物の種類及び性状等に応じ適切な措置を講ずる。

ア 日高広域消防事務組合消防本部及び御坊警察署に通報する。

イ 付近住民並びに通行人に火気使用禁止及び風上への避難を呼びかける。

ウ エンジンの停止、安全弁の確認、初期消火等の措置を講じる。

エ 特に火薬類については、盗難防止、爆発防止等の適切な措置を講じる。

オ 高圧ガスについては、和歌山県高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所の協力を求めて適切な措置を講じる。

(2) 由良町

警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を、本地域防災計画に準じて行う。

第12節 ライフライン施設の応急対策

第1項 上水道

[施設部]

1 実施担当者

上水道施設の応急対策にかかわる業務は、本部長（町長）が実施し、**施設部**が担当する。

2 応急措置

施設部上下水道班は、地震災害の発生時に、取水・導水・浄水・送水・配水の各施設についての被害状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達する。

また、小規模な配水管が破損した場合は、応急修理により給水に努める。

3 応急復旧

- (1) 各水源の取水施設・導水施設及び浄水施設の復旧を最優先に行い、順次浄水場に近い箇所から送水管・配水管の復旧を進める。
- (2) 応急復旧作業の実施に際しては、指定給水装置工事事業者に要請するとともに、建設業者の応援を求める。
- (3) 被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については早急に発注する。
- (4) 応急復旧の実施に必要な人員・資機材が確保できない場合には、総合調整部と連携を図りつつ、速やかに、相互応援協定等に基づく支援の要請を行う。
また、被害が甚大でさらに人員等が不足する場合は、県（県が和歌山県管工事業協同組合連合会と締結している災害時応援協定）へ応援の要請を行う。
- (5) 配水支管・給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水・運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。
- (6) ほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

4 日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援協定に基づく応援要請

災害の応急復旧が、町の独力では不十分であると判断される場合、日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援協定に基づき応援を要請する。

(1) 応援要請先

第4ブロック代表都市である御坊市

(2) 応援活動の内容

- ア 応急給水作業
- イ 応急復旧作業
- ウ 応急復旧資機材の提供
- エ 工事業者のあっせん
- オ 前各号に掲げるもののほか、特に必要があった事項

(3) 要請方法

口頭、電話、電信又は無線等により行い、後日文書により速やかに要請先まで提出する。

明記事項

- ア 災害の状況
- イ 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- ウ 必要とする職員の職種別人員
- エ 応援の場所及び応援場所への経路
- オ 応援の期間
- カ 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

第2項 下水道

[施設部]

1 実施担当者

下水道施設の応急対策にかかわる業務は、本部長（町長）が実施し、施設部が担当する。

2 応急措置

(1) 緊急調査

施設部上下水道班は、地震災害の発生時に管渠については地表より目視により、ポンプ場、処理場の各施設については施設内の巡視により被災状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達する。調査の際、薬品等の危険物の漏洩が有れば緊急停止の処置を行う。

また、下水道にかかわる各施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、応急復旧工事が完了するまで、水洗便所などの使用を停止するよう周知する。

(2) 応急調査

施設内を直接目視することにより、施設の機能、構造の被害を把握する。

3 応急復旧

(1) 下水管渠の被害に対しては、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂浚渫、臨時の管路施設の設置等、汚水、雨水の疎通に支障のないように応急処置を講じ、排水の万全を期す。

(2) ポンプ場及び処理場の被害に対しては、電源施設、処理機能等の回復を図るべく応急処置を講じて下水処理の万全に努める。また、燃料、ガスの漏洩の有無を点検し、速やかに応急処置を講じる。

(3) 応急復旧作業に必要な要員として補修事業者を確保するとともに、由良町建設業協会の応援を求める。

(4) 被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については早急に発注手配する。

第3項 電気

[関西電力送配電株式会社]

電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災害環境の整備に常に努力を傾注する。

1 災害時における情報の収集、連絡

地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。

(1) 一般情報

ア 気象、地象情報

イ 一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋りょう等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報）

ウ 対外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）

エ その他災害に関する情報（交通状況等）

(2) 当社被害情報

① 電力施設等の被害状況及び復旧状況

② 停電による主な影響状況

③ 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項

④ 従業員の被災状況

⑤ その他災害に関する情報

2 災害時における広報

対策組織の長は、災害時における広報を、次のとおり実施する。

(1) 広報活動

災害が発生した場合又は発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。

イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること。

ウ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

エ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、及び必ず電気店等で点検してから使用すること。

オ 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、及び電気工事店等で点検してから使用すること。

カ 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

キ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

ク 台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。

ケ その他事故防止のため留意すべき事項。

(2) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS及びLアラート等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

3 要員の確保

(1) 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

(2) 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。

なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員はあらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。但し、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波のおそれなくなった後に出社するものとする。

4 災害時における復旧用資機材等の確保

対策組織の長は、災害時における復旧用資機材等の確保を、次のとおり実施する。

(1) 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

ア 現地調達

イ 対策組織相互の流用

ウ 他電力会社等からの融通

(2) 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、船艇、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

5 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

6 災害時における応急工事

対策組織の長は、災害時における応急工事を、次のとおり実施する。

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

ア 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更、又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

イ 配備設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

ウ 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

第4項 電話

[西日本電信電話株式会社]

地震災害の発生時に電気通信施設が被災した場合に、通信回線に応急措置を講じるとともに、局舎の応急復旧及び中継所の仮設等を行って、通信回線を確保する。

なお、下記に定めるもののほか、詳細は県地域防災計画及び西日本電信電話株式会社の計画によるものとする。

1 設備及び回線の応急措置

電気通信設備が地震により被災し、通信回線の機能が停止したときは、西日本電信電話株式会社の災害対策規程の定めるところにより、被災設備の復旧に関して応急措置を講じる。

2 回線の復旧順位

第1順位 気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関

第2順位 ガス、水道の供給に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、放送事業社及び第1順位以外の国又は地方公共団体

第3順位 第1順位、第2順位に該当しないもの。

3 局舎建物等の応急措置

地震災害により局舎建物等が被災したときは、応急復旧措置を講じるとともに当該建物等の迅速な復旧が困難であるときには他の建物等の利用・借入等を行い、速やかに業務の再開を図る。

4 災害時における広報

ア 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況、及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

イ テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。

ウ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

第13節 海上災害応急対策計画

基本計画編（2－200頁）に準ずる。